資料６－１　浄水場等の水量

（平成１７年３月１日現在）

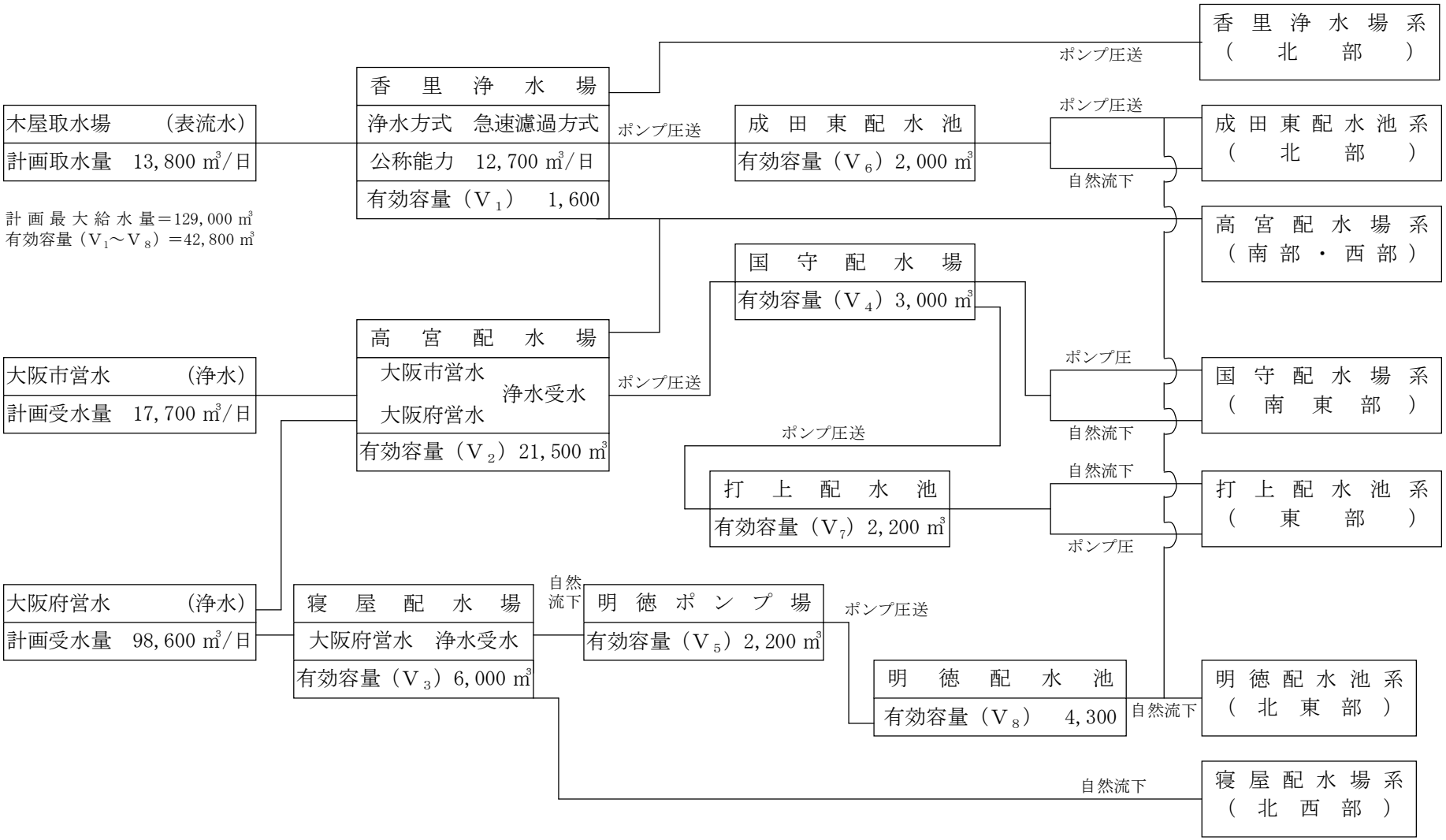

資料６－２　　給水用車両及びタンク等保有一覧表

（平成17年3月1日現在）

車種		台数
車	貨物（軽）	14
	トラック（軽）	6
	トラック（小型）	1
	ライトバン（小型）	2
両	ダンプ	1
	乗用車	1
	給水車（0.75ｔ）	1
	合計	26

種類		数量
給水タンク等	給水タンク（2ｔ）	2基
	〃（0.5t）	2基
	ポリ容器（20ℓ）	450本
	手さげポリ袋（10ℓ）	3,667枚

資料６－３　大阪府水道震災対策相互応援協定

大阪府水道震災対策相互応援協定書

（目的）

第１条　本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者及び泉北水道企業団（以下「各水道事業者」という。）が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第２条　各水道事業者は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪府水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪府水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪府水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するもとする。

２　前項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

（中央本部）

第３条　中央本部は、大阪府営水道震災対策本部会議の構成員、大阪府営水道協議会（以下「府水協」という。）会長、府水協各ブロックの代表者及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

２　中央本部長には大阪府水道企業管理者を、中央副本部長には府水協会長及び大阪府水道部長をもって充てる。

３　中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

（ブロック本部）

第４条　ブロック本部は、府水協各ブロックの会員、大阪府水道部水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

２　ブロック本部長には府水協各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

３　ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック本部長はこれを補佐する。

（現地連絡本部）

第５条　現地連絡本部は、大阪府水道部（以下「水道部」という。）及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

２　現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

３　現地連絡本部長は現地連絡本部を総括する。

（中央本部等の設置）

第６条　中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度５弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

２　前項の場合のほか、震度４以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪府水道企業管理者が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

３　中央本部は水道部本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

（応援要請）

第７条　応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

２　前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあって、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があったものとみなす。

３　被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

（費用負担）

第８条　応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

（実施要領）

第９条　本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、大阪府水道震災応急対策実施要領の定めるところによる。

（情報交換）

第10条　各水道事業者は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

（協議）

第11条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、水道部及び府水協で協議するものとする。

平成９年３月31日

１）大阪府水道企業管理者　　２）豊中市水道事業管理者
３）高槻市水道事業管理者　　４）吹田市水道事業管理者
５）茨木市水道事業管理者　　６）箕面市水道事業管理者
７）池田市水道事業管理者　　８）摂津市水道事業管理者
９）島本町水道事業　町長　　10）豊能町水道事業　豊能町長
11）能勢町水道事業代表者・能勢町長　12）東大阪市水道企業管理者
13）枚方市水道事業管理者　　14）八尾市水道事業管理者
15）寝屋川市水道事業管理者　　16）守口市水道事業管理者
17）門真市水道事業管理者　　18）大東市水道事業管理者
19）交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
20）四條畷市水道事業代表者・四條畷市長
21）松原市水道事業管理者　　22）富田林市水道事業代表者・富田林市長
23）河内長野市水道事業管理者　　24）羽曳野市水道事業管理者職務代表者水道局長
25）柏原市水道事業管理者　　26）藤井寺市水道事業管理者
27）大阪狭山市水道事業管理者　　28）美原町水道事業・美原町長
29）河南町水道事業・河南町長　　30）太子町水道事業・太子町長
31）千早赤阪村水道事業・千早赤阪村長
32）堺市水道事業管理者　　33）岸和田市水道事業管理者
34）和泉市水道事業管理者　　35）泉佐野市水道事業管理者
36）貝塚市水道事業管理者　　37）泉大津市水道事業代表者・泉大津市長
38）高石市水道事業代表者・高石市長　39）泉南市水道事業代表者・泉南市長
40）阪南市長　　41）熊取町水道事業・熊取町長
42）岬町水道事業代表者・岬町長　　43）忠岡町水道事業代表者・忠岡町長
44）田尻町水道事業・田尻町長　　45）泉北水道企業団企業長
大阪府環境保健部長

「大阪府水道震災対策中央本部」組織図

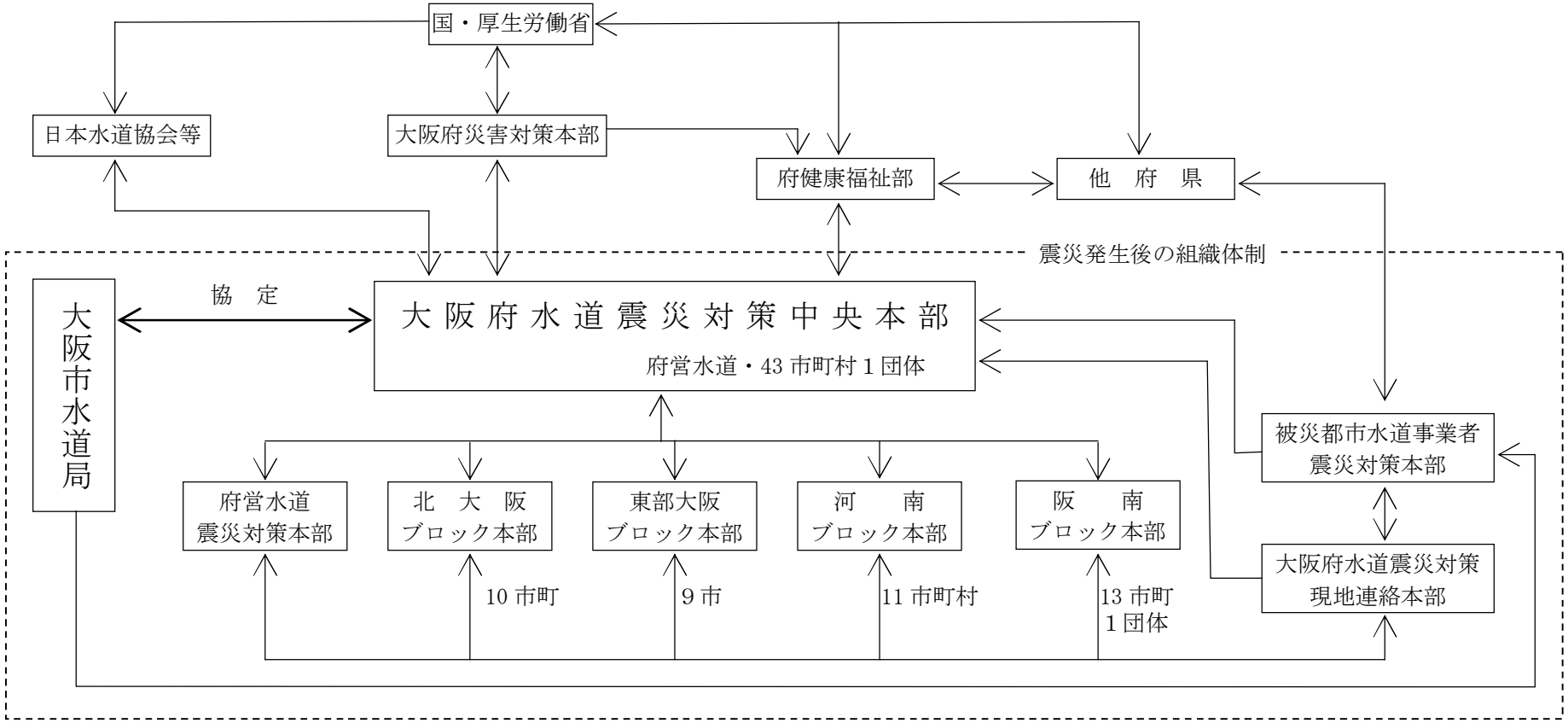

資料６－４　水道無線（寝屋川市水道局）

周波数　149.39MHz（平成１７年３月１日現在）

無線局に種類		設置場所	呼出名称	台数	出力
基地局		水道局工務課	ねやがわすいどう	1	５W
移動局	車載型	水道局全課	ねやがわすいどう１～28	２２	５W
	携帯型	水道局工務課	ねやがわすいどう51、52	2	５W

資料６－５　市内ポンプ場及び調整池一覧表

市内ポンプ施設一覧表

平成17年４月１日

番号	施設の名称	年度	口径（㎜）	台数	総排出量（㎥/min）	種別	管理	ポンプ設置場所	
1	唐操ポンプ場	H.16	700	2	120.0	M	市	萱島東三丁目３０番地	寝屋川第十水路最下流
2	友呂岐ポンプ場	S.45	1,000	3	360.0	D	市	南水苑町３３番地	友呂岐水路と寝屋川との合流箇所
3	大利雨水ポンプ場	S.41	900	1	110.0	M	市	成美町２７番地	成美小学校前
			40	2	44.0	M			
4	錦町ポンプ場	S.60	150	1	4.5	M	市	錦町９番地	友呂岐水路右岸
5	深谷ポンプ場	S.45	1,000	2	120	D	市	枚方市出口六丁目	淀川放流口
6	深谷水中ポンプ場	S.54	150	2	6.0	M	市	枚方市出口	深谷ポンプ場沈砂池
7	高柳五丁目ポンプ場	S.51	635	2		M	市	大久保町五丁目８０	古川と寝屋川第七水路の合流点
8	高柳五丁目ポンプ場	S.51	635	1		M	市	大久保町五丁目８０	古川と黒原第一水路の合流点
9	古川第６ポンプ場	S.52	150	1	3.00	M	市	高柳五丁目３２番地	古川右岸
10	古川第５ポンプ場	S.52	150	1	3.00	M	市	上神田二丁目２６番地	古川右岸
11	古川第４ポンプ場	S.51	150	1	3.00	M	市	御幸西町２５番地	古川左岸
12	御幸西町ポンプ場	H.9	300	2	18.00	M	市	御幸西町１０番地	古川左岸
13	仁和寺ポンプ場	H.3	150	1	3.00	M	市	仁和寺本町一丁目２番地	幹線水路右岸
14	古川第１ポンプ場	S.50	100	1	1.20	M	市	下神田町１３番地	古川左岸
15	古川第３ポンプ場	S.51	200	1	4.00	M	市	御幸西町２５番地	古川左岸
16	古川第２ポンプ場	S.51	80	1	0.50	M	市	御幸西町２５番地	古川左岸
17	古川第７ポンプ場	S.52	150	1	3.00	M	市	上神田二丁目３２番地	古川左岸
18	古川第８ポンプ場	S.52	150	1	3.00	M	市	高柳二丁目２５番地	古川左岸
19	木屋ポンプ場	S.53	300	2	15.10	M	市	木屋元町６番地	二十箇用水路
20	豊里ポンプ場	S.53	300	2	12.00	M	市	豊里町４０番地	二十箇用水路左岸
21	仁和寺ポンプ場	S.54	300	2	15.00	M	市	仁和寺本町六丁目１０	幹線水路左岸
22	深谷水中ポンプ場	S.54	150	1	3.00	M	市	香里北之町２４番地	京阪軌道敷下
23	堀溝ポンプ場	S.54	400	4	80.00	M	市	堀溝三丁目５番地	大門科学㈱ 南側 S.59　２台増設
24	点野ポンプ場	S.55	300	2	10.00	M	市	点野六丁目５番地	幹線水路左岸
25	友呂岐ポンプ場	S.59	300	3	15.00	M	市	石津南町９番地	H．５　１台増設
26	河北ポンプ場	S.61	100	1	1.20	M	市	河北中町３１番地	江蝉川右岸
27	香里南之町ポンプ場	S.60	250	3	7.00	M	市	香里南之町１番地	京阪軌道敷横
		H.10	300	1	10.00	M	市		
28	木田ポンプ場	S.60	300	1	15.00	M	市	木田町２８番地	
29	河北ポンプ場	S.46	300	1	10.00	M	市	河北西町３９番地	寝屋川右岸（五軒堀橋附近）
30	清水町ポンプ場	S.56	300	1	15.00	M	市	清水町１０番地	友呂岐水路右岸
31	木田町（朝枝宅前）	H.9	家庭用P	1	0.08	M	市	木田町２７番２１号	
32	昭栄町北	H.12	200	1	4.00	M	市	昭栄町２番１３号	
33	昭栄町南	H.9	150	1	3.00	M	市	昭栄町７番３号	
34	池田三丁目ポンプ場	H.14	100	1	1.2				
		H.12	家庭用P	2	0.16	M	市	池田三丁目１番５７号	寝屋川第３水路（右岸）池田小学校西側
	（特別会計分）								
35	南前川雨水ポンプ場	S.58	900	2	3.15	D	市	幸町２７番地	府立高専北側（南前川左岸）
36	上神田二丁目ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.3	65	2	0.4	M	市	上神田二丁目５番地	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内

37	大利ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.5	150	2	2.10	M	市	大利町２８番３号先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
38	高宮ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.8	65	2	0.40	M	市	楠根北町３番１７号	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
39	池の瀬町ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.13	65	2	0.40	M	市	池の瀬町１番３号	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
40	打上１ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.14	65	2	0.40	M	市	打上１４６３打上ﾊﾞｽ停先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
41	打上２ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.14	65	2	0.40	M	市	寝屋川東ﾌｧﾐﾘｰﾀｳﾝ東２番館前	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
42	打上３ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	65	2	0.40	M	市	寝屋川東ﾌｧﾐﾘｰﾀｳﾝ西３番館前	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
43	寝屋ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	65	2	0.40	M	市	寝屋７５３番地	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
44	寝屋児童公園ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	65	2	0.40	M	市	大字寝屋６４３－４先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
45	寝屋大谷ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	80	2		M	市	大字寝屋１２６３－２（タチ川沿い）	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
46	太秦ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	50	2	0.10	M	市	大字太秦１０３８－１先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
47	点野ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	65	2	0.40	M	市	点野１丁目１７先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
48	堀溝ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.16	65	2	0.40	M	市	堀溝二丁目５－１４先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
49	本町ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.17	50	2	0.20	M	市	本町６番１７０号線沿い	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内
50	国守町ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.12	50	1	0.10	M	市	国守町１００６番地　島田宅	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内個人宅
51	国松町ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.15	50	2		M	市	国松町３－１８先	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内個人宅
52	香里北之町ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ	H.16	50	2	0.10	M	市	香里北之町２４－３２先尾崎宅	公共下水道ﾏﾝﾎｰﾙ内個人宅

※種別　M　モーター
　　D　ディーゼル

市内調整池及び調整池施設一覧表

番号	名称	場所	竣工	排水方法	ポンプ径	台数	計画蓄流量	施設管理	維持管理
1	寝屋川治水緑地	河北西町	H. 4	ゲート操作及びﾎﾟﾝﾌﾟ排水	－	－	1,460,000 t(河川貯留)	大阪府	大阪府
2	打上治水緑地	太秦桜ヶ丘	H. 6	自然流下（ｻｲﾌｫﾝ方式）	－	－	270,000 t(河川貯留)	大阪府	大阪府
3	香里西調節池	香里西之町２６番地（香里西公園地下）	H. 3	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	150	2	8,000 t(河川貯留)	大阪府	寝屋川市
					100	1			
4	松屋町調節池	松屋町１３番地	Ｓ．６０	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	150	1	425 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
5	松屋町調節池	松屋町１９番地	Ｓ．６０	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	300	1	3,526 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
6	松屋町調節池	松屋町１３番地	Ｓ．６２	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	200	1	471 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
7	美井調節池（府住）	美井町５番地	Ｓ．６１	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	250	1	700 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
8	春日町調節池	対馬江東町４番地	Ｓ．５７	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	200	1	3,000 t(下水貯留)	寝屋川市	寝屋川市
9	三井南町調節池	三井南町１８番地	Ｓ．６２	自然流下	－	－	3,500 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
10	成田東が丘調節池	成田東が丘３１番地	Ｓ．５７	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	150	1	583 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
11	成田南町調節池	成田南町２１番地	Ｓ．５８	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	80	1	126 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
12	成田東町調節池（府住）	成田東町２６番地	Ｓ．６１	自然流下	－	－	770 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
13	四方黒池調節池	成田町２９番地	Ｓ．６０	自然流下	（照明設備２箇所）		6,000 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
14	深谷調節池	香里園町５番地（枚方市）	H. 3	自然流下	－	－	5,224 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
15	明徳調節池（明徳１丁目）	明徳一丁目１番地	Ｓ．５９	自然流下	－	－	560 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
16	明徳調節池（成田東が丘）	成田東が丘２７番地	Ｓ．６０	自然流下	－	－	450 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
17	高柳調節池（府住）	高柳二丁目４番地	H. 4	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	150	2	1,100 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
18	春日町調節池(府住)	春日町１番地	H. 6	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	250	2	3,000 t(河川貯留)	寝屋川市	寝屋川市
19	池田西町調節池(府住)	池田西町２番地	H. 4	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	200	2	2,000 t(河川貯留)	寝屋川市	寝屋川市
20	高宮新池調節池	高宮	Ｓ．５５	自然流下	－	－	4,000 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
21	国守町調節池	国守町１２０５番地	Ｓ．５８	自然流下	－	－	280 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
22	梅が丘調節池	梅が丘二丁目	Ｓ．６１	自然流下	－	－	1,289 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
23	打上調節池	打上（ふぁみーゆ寝屋川）	Ｓ．６２	自然流下	－	－	1,070 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
24	三井団地調節池	三井が丘四丁目	Ｓ．４７	自然流下	－	－	11,200 t(流域対応)	大阪府	大阪府
25	寝屋川団地調節池	明徳二丁目２番地	Ｓ．４７	自然流下	－	－	16,000 t(流域対応)	住宅公団	住宅公団
26	打上団地調節池	梅が丘一丁目１５番地	Ｓ．４９	自然流下	－	－	1,264 t(流域対応)	大阪府	大阪府
27	鹿島団地調節池	打上（東寝屋川ﾌｧﾐﾘｰﾀｳﾝ）	Ｓ．５６	自然流下	－	－	1,200 t(流域対応)	民間	民間
28	太秦緑が丘調節池	太秦緑ヶ丘	H. 7	自然流下	－	－	244 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
29	国松中池治水公園	国松町３５番地	H. 6	自然流下（さく泉φ300mm他ﾎﾟﾝﾌﾟ計４台）			800 t(流域対応)	寝屋川市	寝屋川市
30	御幸西調節池	御幸西町１１番	H. １２	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	250	2	20,000 t(河川貯留)	大阪府	寝屋川市
31	美井元町雨水調節池	美井元町２１番	H. １２	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	150	2	3,000 t(河川貯留)	寝屋川市	寝屋川市
32	萱島調節池		H. １６	強制排水（ﾎﾟﾝﾌﾟ排水）	300	2	26,000 t(河川貯留)	大阪府	寝屋川市
小計									
合計									

資料６－６　市庁舎非常用発電機の運転方法

停電の場合

・非常用発電機運転

災害等により停電となった場合、本館地階機械室に設置している発電機を運転する。
（運転方法は、発電機上の非常用発電機運転方法により）

・停電の原因と対応

関西電力枚方営業所（TEL841-1131）に停電原因を確認

〈原因が市庁舎外部の場合〉

停電復旧まで待つ

停電が長引く場合電気主任技術者（川田）に連絡
（TEL0743-74-9839）（携帯090-7352-6198）

〈原因が寝屋川市役所だけの場合〉

電気主任技術者（川田）に連絡

※電気技術主任者に連絡できない場合

委託業者　エネサーブ株式会社　（TEL　06-6380-0081）

関西電力株式会社　枚方営業所　（TEL　　841-1131）

・注意

絶対に危険な行動はしないこと！

操作盤と各部の名称

① 遮断機
② 周波数計
③ 交流電流計
④ 交流電圧計
⑤ 電圧調整器
⑥単相出力コンセント
⑦単相出力端子（単相＝2、3線式）
⑧調速ハンドル
⑨警報灯ユニット（油圧、水温、充電、予熱）
⑩スタータースイッチ
⑪積算時間計
⑫燃料計［10、15SPXⅡ］

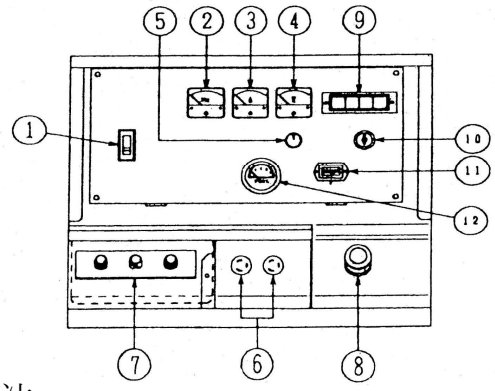

市庁舎非常用発電機（本館用6KVA）運転方法

【始動】

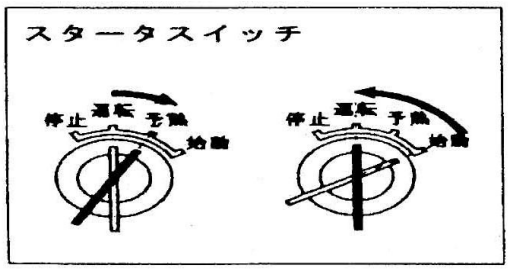

1．遮断機（ブレーカー）の「ＯＦＦ」の確認
2．スタータースイッチのキーを「運転」の位置
　・油圧警報灯　・充電警報灯の点灯確認
3．スタータースイッチのキーを「予熱」の位置
　・グローランプが消灯すれば予熱完了
4．スタータースイッチのキーを「始動」の位置
　・始動したら、直ちにキーから手を離す
　・油圧警報灯、充電警報灯が消灯すれば正常
　・始動後５分間程度アイドリング
5．調速ハンドルで「周波数　約60.0Hz」に調速
6．電圧調整器にて「105V」に調整
7．遮断機（ブレーカー）を「ON」
8．市民課用分電盤Ａ内の非常用電源切替スイッチを非常用側にする。

【停止】

1．遮断機（ブレーカー）を「ＯＦＦ」
2．調速ハンドルを押し込んでもとの位置にもどす。
　・５分間程度アイドリング
3．スタータースイッチのキーを「停止」の位置

（※詳細は別紙取り扱い説明書参照）

始動及び運転

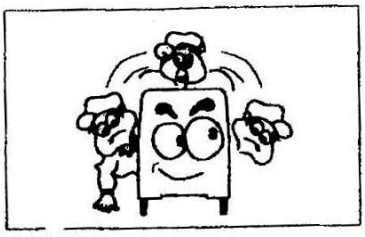

始動前には、機械の周囲１ｍ以内に障害物がないことを確認し、周囲の人に合図してから始動してください。また、運転中にこの機械の知識、技能を有さない人がみだりに操作できないよう方策を講じてください。

（１） 遮断機が“ＯＦＦ”になっているかを確認してください。
（２） スタータースイッチにキーを差し込み「運転」の位置にし、油圧警報灯及び充電警報灯が点灯しているかを確認してください。消灯している場合は、警報灯の球切れかもしくは、ヒューズ切れですので点検して交換してください。
（３） 次にキーを「予熱」に回し、グローランプが消灯すれば予熱完了です。（但し、エンジンが暖まっている場合は、予熱は必要ありません。）
（４） 次にキーをいっぱい「始動」に回すとスターターが回りはじめ、エンジンが始動します。始動したら、直ちにキーから手を離してください。キーは、「運転」の位置に戻ります。しかし、自動で戻らなかった場合は、セルモーターを損傷することがありますので必ず「運転」の位置に戻してください。
（５） 始動し、油圧警報灯及び充電警報灯が消灯すれば正常です。消えない場合は異常ですので、すぐにキーを「停止」にしてエンジンを止め、エンジン取扱説明書を参照して、原因を調べてください。

［注意］：エンジンが回転している時は、スタータースイッチを回さないでください。

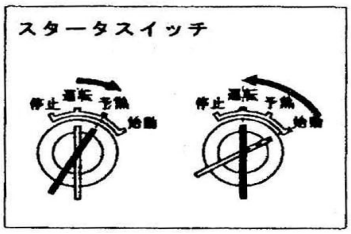

（６） スターターを１０秒ほど回転させても爆発音が聞こえない時は予熱表示灯の点灯からやり直してください。その時は、いったんスタータースイッチを「停止」の位置にして３０秒以上の休止時間を持たせてください。繰り返し行っても始動しない場合は、何らかの異常によるものと考えられますので点検してください。（燃料不足、燃料コックの開け忘れ、エア抜きの不良バッテリーの放電など）
（７） 始動後は、５分以上アイドリングによる暖機運転を行ってください。
（８） 異常な振動や異音、警報灯点灯の以上があれば、ただちにエンジンを停止し以上箇所を点検してください。また、異常に黒煙や白煙が出てないか注意してください。
（９） 暖機運転終了後、調速ハンドルで下記の無負荷回転速度に合わせてください。

	無負荷周波数･無負荷回転速度
５０Hz 運転	約　52.5 HZ　（1575min^{-1}）
６０Hz 運転	約　63.0 HZ　（1890min^{-1}）

※調速ハンドルの使い方

（イ）ハンドル根元の回転部を“ＲＥＬＥＡＳＥ”方向に回し、ロックを解除します。
（ロ）ハンドル中心部のボタンを押しながら、ハンドルを引き出します。回転速度が大幅に上がり、これにより無負荷回転速度近くに設定します。
（ハ）次に、ハンドルを回転させて微調整を行います。時計方向に回すと低速に、反時計方向で高速に変化します。
（ニ）（ハ）により無負荷回転速度あるいは、負荷回転速度に設定し、ハンドル根元の回転部を、“ＨＯＬＤ”方向に回しロックします。
（ホ）アイドリング回転速度におとす場合は、（イ）によりロックを解除しボタンを押しながらハンドルを押し込めば回転速度はさがります。

(10) 電圧調整器にて規定電圧に合わせてください。
(11) 異常な振動や異音、油漏れの有無を確認し異常がなければ遮断器を“ＯＮ”にして負荷に給電してください。
(12) 運転中は全てのドアを閉めドアパネルには、施錠してください。
(13) 運転中は、操作盤の各計器を見て、正常な範囲を越えていないか警報灯が点灯していないかを点検してください。警報灯が点灯した場合は、ただちにエンジンを停止し、異常箇所を点検してください。
(14) 運転中、積算時間計が動作していることを確認してください。
積算時間計は、スタータースイッチが「運転」の位置で作動します。

停止

（１） 遮断機を“ＯＦＦ”にしてください。
（２） 作業が終了したら、調速ハンドルを押し込みアイドリング運転で約５分間冷機運転をしてください。
（３） スタータースイッチを「停止」の位置に回しエンジンを停止させてください。
（４） スタータースイッチを「停止」の位置にしても、エンジンが停止しない場合のエンジンの止め方には、下記の方法があります。

※燃料フィルタのコックに閉側にする。
（数分後にエンジンが停止します。）

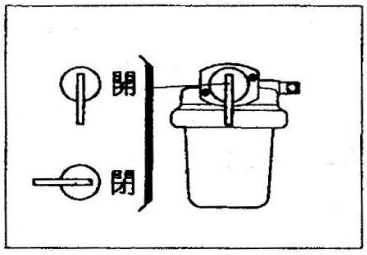

停止後

（１） 機械を使用しない時は、スタータースイッチのキーは必ず抜き取り紛失しない様に保管してください。
（２） 燃料フィルタのコック「開」側にしてください。
（３） 交流電源接続部より配線やプラグを外してください。またドアには、施錠してください。
（４） 機械を野ざらしにしないで、シート等をかぶせて湿気のない場所に保管してください。
（５） 寒冷時不凍液を使用しない場合は、作業終了後に冷却水ドレーンプラグを外し、排水したうえ必ずリザーブタンクの冷却水も排水してください。

自動エア抜き装置の扱い方

燃料切れでエンジンが停止した場合や、燃料フィルタ及び配管を取り外した時は下記の要領で始動してください。

（１） 燃料を補給し、燃料フィルタのコックを開いてください。
（２） スタータースイッチを「始動」の位置に回して、クランキング（空転）すると燃料配管内のエアが自動的に排出されます。
（３） １０～２０秒間クランキングしエアが完全に排出した時点でエンジンが始動します。